

佐倉市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建物のうち、個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用をしていないもの（建築する予定又は居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者を同一にする敷地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、市内への移住、定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介するシステムをいう。

(物件の登録等)

第3条 所有者は、空き家バンクへの物件の登録（以下「物件登録」という。）を申し込もうとするときは、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 佐倉市空き家バンク物件登録申込書（別記様式第1号）
- (2) 佐倉市空き家バンク物件登録カード（別記様式第2号）
- (3) 同意書（別記様式第3号）

2 市長は、物件登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めたとときは、佐倉市空き家バンク物件登録台帳（別記様式第4号）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者等」という。）が所有者であるもの
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、物件登録をしたときは、佐倉市空き家バンク物件登録完了書（別記様式第5号）により、当該物件登録の申込みを行った者に通知するものとする。

4 物件登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行

うことにより、再度登録をすることができる。

5 市長は、物件登録をしていない空き家のうち、登録することが適当と認めるものの所有者に対し、物件登録を勧めることができる。

(物件に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、登録した事項に変更があったときは、佐倉市空き家バンク物件登録変更届出書(別記様式第6号)に変更後の事項を記載した佐倉市空き家バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(物件の登録の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消し、佐倉市空き家バンク物件登録取消通知書(別記様式第7号)により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

- (1) 空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 市長が契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 佐倉市空き家バンク物件登録取消依頼書(別記様式第8号)の提出があったとき。
- (4) その他市長が適当でないとしたとき。

(媒介等の依頼)

第6条 市長は、市長が別に定める者に対し、物件登録者の希望等により物件の売買、賃貸借等の契約の代理若しくは媒介(以下「媒介等」という。)を依頼するとき、又は依頼を中断し若しくは終了しようとするときは、佐倉市空き家バンク媒介等(中断・終了)依頼書(別記様式第9号)により依頼するものとする。

(情報提供)

第7条 市長は、必要に応じて佐倉市空き家バンク物件登録台帳に登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

(利用者の登録等)

第8条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、佐倉市空き家バンク利用登録申込書(別記様式第10号)に誓約書(別記様式第11号)を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みを行った者(以下「利用申込者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、佐倉市空き家バンク利用者台帳(別記様式第12号)に登録し、佐倉市空き家バンク利用登録完了書(別記様式第13号)により利用申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、佐倉市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他市長が適当と認めた者

3 前項の規定にかかわらず、利用申込者が暴力団密接関係者等であるときは、佐倉市空き家バンク利用者台帳に登録しない。

4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

(利用に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、登録した事項に変更があったときは、佐倉市空き家バンク利用登録変更届出書(別記様式第14号)を市長に届け出なければならない。

(利用の登録の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消し、佐倉市空き家バンク利用登録取消通知書(別記様式第15号)により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

(1) 空き家の利用の目的等が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 市長が契約締結の報告を受けたとき。

(3) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 申込み内容に虚偽があったとき。

(5) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。

(6) その他市長が適当でないとして認めたとき。

(交渉の申込み等)

第11条 利用登録者は、物件登録者との交渉をしようとするときは、佐倉市空き家バンク物件交渉申込書(別記様式第16号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該物件登録者及び第6条の規定による依頼を受けて当該物件登録者と媒介等の契約をした者(以下「物件登録者等」という。)にその旨を通知するものとする。

3 物件登録者等は、遅滞なく市長に交渉の結果を報告しなければならない。

(市の関与)

第12条 市長は、物件登録者等と利用登録者の空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成26年6月24日決裁26佐建第220号)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

佐倉市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

佐倉市空き家バンク実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの物件の登録を申し込みます。

- 1 賃貸借契約等について（どちらかを選んでください。）
 - 契約交渉に係る全てについて、一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部に媒介等を依頼し、情報を提供することについて承諾します。
 - 契約交渉に係る全てについて、所有者等と利用希望者間で、責任をもって行います。

 - 2 私は、佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者ではありません。

 - 3 空き家の現況は、佐倉市空き家バンク登録カードに記載したとおりです。
- ※ 申込みに当たり記載された個人情報、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号 その1 (第3条関係)

佐倉市空き家バンク物件登録カード

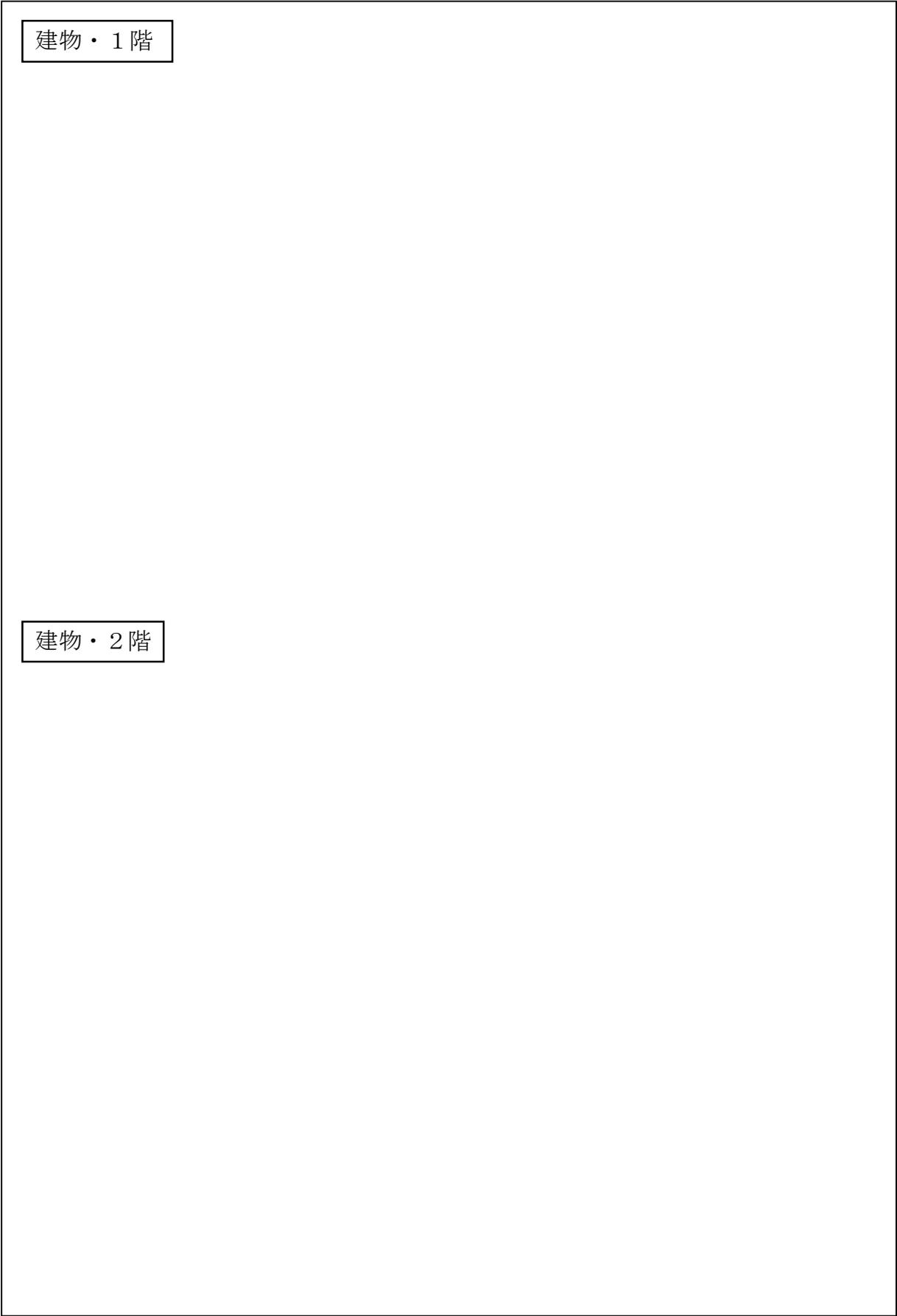
登録番号	第 号	分類	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 売却			
物件住所地					家屋状態の目安		
価 格	<input type="checkbox"/> 賃貸		円/月	敷金	か月	礼金	
	売却		円				
所有者 管理者	〒 -		住所				
	氏 名				TEL	- -	
	携 帯	- -				FAX	- -
	eメール						
その他 連絡先	〒 -		住所				
	連絡先名				TEL		
物件の 概要	面 積		構 造		建 築 年	築 年	
	土 地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造		補修の要否		
	建 物	1階	m ²	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造		<input type="checkbox"/> 補修は不要	
			坪	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート		<input type="checkbox"/> 多少の補修必要	
		2階	m ²	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要	
			坪			<input type="checkbox"/> 現在補修中	
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他()					
	2階	<input type="checkbox"/> 洋室()畳()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳()畳()畳					
利用 状況	<input type="checkbox"/> 放置()年		電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 別荘		ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> その他		風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/>		水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他			
			下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 浸透式 <input type="checkbox"/> その他			
			トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋			
			車 庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物 置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ペ ット	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
主要 施設等 への 距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	その他特記すべき設備や物件の特徴等				
	<input type="checkbox"/> バス停	km					
	<input type="checkbox"/> 市役所	km					
	<input type="checkbox"/> 病院	km					
	<input type="checkbox"/> 消防署	km					
	<input type="checkbox"/> 警察署	km					
	<input type="checkbox"/> 保育園	km					
	<input type="checkbox"/> 小学校	km					
	<input type="checkbox"/> 中学校	km					
	<input type="checkbox"/> 公園	km					
<input type="checkbox"/> スーパー	km						
<input type="checkbox"/> ホームセンター	km						
<input type="checkbox"/>	km	間取り図(別紙)	位置図(別紙)				
事 特 項 記	耐震診断：未 ・ 済(補強不要・要補強)・不要						
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日				
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日				
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他()					

※抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項欄へ記載してください。
 なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

位置図

○記入については、目印となる建物、道路、河川等の名称も併せて記入してください。

間取り



建物・1階

建物・2階

様式第3号（第3条関係）

同意書

（宛先）佐倉市長

私は、空き家バンクに空き家の登録を申し込むに当たり、下記の内容について同意します。

記

- 1 佐倉市空き家バンク登録カードに記載されている事項のうち、所有者及び管理人が特定されるものを除いて、佐倉市のホームページで公開すること。
- 2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者（物件登録者が媒介等を依頼した場合のみ。）間で解決に当たり、市には責任を追及しないこと。

年 月 日

登録申込者 住所 _____

氏名 _____ (印)

様式第5号（第3条関係）

第 年 月 日 号

佐倉市空き家バンク物件登録完了書

様

佐倉市長 ⑩

年 月 日付けで申込みのあった物件の登録について、登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※ 変更が生じたときは、速やかに手続を行ってください。

様式第6号（第4条関係）

佐倉市空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者氏名 _____ ⑩

佐倉市空き家バンク実施要綱第4条の規定により、登録台帳の変更について届け出ます。

登録番号： 第 号

変更内容：

※ 佐倉市空き家バンク物件登録カードに登録番号及び変更後の事項を記載し、併せて提出してください。

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

佐倉市空き家バンク物件登録取消通知書

様

佐倉市長

⑨

佐倉市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、空き家バンクの物件の登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 号

取消理由：

様式第8号（第5条関係）

佐倉市空き家バンク物件登録取消依頼書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者氏名 _____ 印

佐倉市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、空き家バンクの物件の登録の取消しをお願いします。

登録番号：第 号

取消理由：

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐倉市長

印

佐倉市空き家バンク媒介等（中断・終了）依頼書

佐倉市空き家バンク実施要綱第6条の規定により、下記の物件の売買・賃貸借に係る媒介等（中断・終了）を依頼します。

記

（1）物件番号：

（2）所在地：

（3）別紙台帳：

佐倉市空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

（フリガナ）

氏 名 _____ ⑩

住 所（〒 _____ ）

電話番号 _____

FAX番号 _____

電子メール _____

佐倉市空き家バンク実施要綱第8条第1項の規定により、空き家バンクを利用したいので申し込みます。

利用目的	住宅 ・ 店舗 ・ 店舗付住宅			
移転理由	定住 ・ 二地域居住 ・ 就農 ・ 転勤 その他（ _____ ）			
勤務先	名 称	_____		
	住 所	_____		
	連絡先	_____		
家族構成	氏 名	続柄	生年月日	職 業
	_____	本人	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
希望条件	希望家賃	円/月～		円/月
	希望エリア	_____		
	希望間取り	部屋以上 ・		m ² 以上
	車両の有無	無 ・ 有（ _____ 台）		
	ペットの有無	無 ・ 有（ _____ ）		
	入居時期	月 _____ 日頃		
	その他条件	_____		

※記載された個人情報、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓 約 書

（宛先）佐倉市長

私は、佐倉市空き家バンクの利用登録の申込みに当たり、佐倉市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 今後、空き家を利用することとなったときは、佐倉市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民として行動するとともに、住民としての義務を履行します。
- 2 私は、佐倉市暴力団排除条例（平成 2 3 年佐倉市条例第 2 6 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 9 条に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 3 空き家バンクの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
- 4 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者（物件登録者が媒介等を依頼した場合のみ。）間で解決に当たり、市には責任を追及しません。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

様式第13号（第8条関係）

第 号
年 月 日

佐倉市空き家バンク利用登録完了書

様

佐倉市長 ⑩

年 月 日付けで申込みのあった利用の登録について、登録が完了したので通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

様式第14号（第9条関係）

佐倉市空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者氏名 _____ 印

佐倉市空き家バンク実施要綱第9条の規定により、空き家バンクの利用登録の変更について届け出ます。

登録番号：第 _____ 号

住 所：

氏 名：

変更内容：

様式第15号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

佐倉市長

印

佐倉市空き家バンク利用登録取消通知書

佐倉市空き家バンク実施要綱第10条の規定により、空き家バンクの利用の登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 号

住 所：

氏 名：

取消理由：

佐倉市空き家バンク物件交渉申込書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者氏名 _____ (印)

佐倉市空き家バンク実施要綱第11条第1項の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

希望物件番号 第 _____ 号

氏 名 _____ 印

住 所 (〒 _____) _____

年 齢 _____ 歳

電 話 番 号 _____ - _____

F A X 番 号 _____ - _____

電 子 メ ー ル _____ @ _____

同居構成 ①氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳
②氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳
③氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳
④氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳
⑤氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳

※ 審査の結果、物件交渉の申込みをお断りする場合があります。

申込みをされた個人情報、物件登録者及び宅地建物取引業者（物件登録者が媒介等を依頼した場合のみ。）への情報提供に使用し、本事業の目的以外に利用しません。